

明日香村農業委員募集要項

平成 28 年度からの農業委員会制度の改正により、農業委員の選出方法が公職選挙法に基づくものから市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変わっております。

つきましては、以下のとおり農業委員を募集します。

記

1 職務内容

農地の権利移動や転用等に係る許認可業務及び農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）等に伴う調査、指導及び監視業務等

2 任 期

令和 5 年 7 月 2 0 日から令和 8 年 7 月 1 9 日まで（3 年）

3 身 分

明日香村の特別職の非常勤職員

4 委員報酬

月額 1 5, 0 0 0 円

5 募集人数

1 4 人

6 推薦を受ける者及び応募できる者の資格

農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続き等

所定の推薦書又は応募届出書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。

(1) 提出書類

- ① 農業者等が推薦する場合（様式第 1 号）
- ② 農業者が組織する法人又は団体等が推薦する場合（様式第 2 号）
- ③ 応募の場合（様式第 3 号）
- ④ 住民票（推薦を受ける者又は応募者が村外在住の場合（発行後 3 月以内のもの））
- ⑤ 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者等である場合は、認定農業者等であることを証する書類の写し（推薦を受ける者又は応募者が村外在住の場合）

(2) 提出先

〒634-0111 高市郡明日香村大字岡 55 番地
明日香村観光農林推進課

(3) 推薦書又は応募届出書の入手方法

①明日香村観光農林推進課で配付しています。

②村のホームページ (<https://www.asukamura.jp/>) からダウンロードできます。

8 募集・受付期間

令和5年3月3日(金)から令和5年3月30日(木)まで

※ 持参される場合は、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までに明日香村観光農林推進課に提出してください。

※ 郵送の場合は、令和5年3月30日(木)午後5時までに到着したものに限り受け付けをします。

9 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間(3月中旬)及び期間の終了後に、明日香村のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募届出書に記載された事項(住所及び連絡先を除く。)となります。

10 選定方法

推薦を受けた者及び応募した者の数が募集人数を超えた場合その他必要と認める場合は、明日香村農業委員候補者評価委員会に意見を求め、適当と認める者を議会の同意を得て、任命します。

※ 農業委員の任命にあたっては、推薦を受けた者及び応募した者の中から、次の法令要件に基づき、農業委員の候補者を選定し、議会の同意を得て、任命します。

- ・原則として、農業委員の過半数は認定農業者等であること。
- ・農業委員会の所掌事務に関して、利害関係のない人を1人以上含めること。
- ・農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。

11 その他

(1) 農業委員に推薦又は応募をされた人は、農地利用最適化推進委員にも推薦又は応募できますが、両委員を兼ねることはできません。

(2) 選定にあたって、追加の書類や説明を求めることがあります。

(3) 提出書類は返却できません。

12 問い合わせ先

〒634-0111 高市郡明日香村大字岡 55 番地

明日香村観光農林推進課

電話 0744 - 54 - 2001 (代表)